

第4回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年2月17日（月）午後1時30分
- 2 閉会日時 令和2年2月17日（月）午後3時35分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 永徳 省二君 4 番 佐々木雄司君 6 番 保田 守君
9 番 原田 素代君 10 番 行本 恭庸君 13 番 福木 京子君
15 番 岡崎 達義君 16 番 下山 哲司君
- 5 欠席委員
な し
- 6 参考人
塩見 誠君 中永 光一君
- 7 弁護士
森岡 佑貴氏
- 8 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 主 幹 黒田 未来君
- 9 協議事項 1) 公金支出及び公文書改ざん等に関する調査について
・参考人の意見聴取について
2) 令和2年度の調査経費について
3) その他
- 10 議事内容 別紙のとおり

午後1時30分 開会

○委員長（下山哲司君） それでは、皆さん御苦労さまでございます。

ただいまから第4回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を開会いたします。

議事に入る前に、報道機関の皆様申し上げます。本日は参考人の意見聴取を予定しておりますが、写真等の撮影については所定の位置を越えないよう、また参考人に対する撮影については参考人のプライバシーに配慮し、心理的に圧力が加わることを防ぐため、後方からの撮影のみとさせていただきます。

以上、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これから協議事項に入ります。

1番目、公金支出及び公文書改ざん等に関する調査について。

本件について、初めに塩見総務部長より意見聴取を行いたいと思います。

塩見総務部長の入室を求めます。

〔参考人 塩見 誠君 入場〕

○委員長（下山哲司君） それでは、塩見総務部長におかれましては、お忙しいところ御出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどよろしくお願いいたします。

これより発言を求めることとなりますが、発言は発言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

これより塩見総務部長の意見聴取を行います。

まず、副委員長より質問をさせていただきます。その後、各委員から発言を願うことにいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君） それでは、私のほうから塩見総務部長への質問をさせていただきます。

まず初めに、教育委員会における臨時職員の任用等に関する調査報告書から質問させていただきます。2件まとめて質問させていただきます。

まず、調査報告書の作成の経緯について、そして調査において誰にヒアリングをしたのかについて、お答えをお願いいたします。

○参考人（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） 本日はお世話になります。よろしくお願いいたします。総務部長の塩見と申します。

それでは、御質問の御回答をさせていただきます。

まず、最初の調査報告書の作成の経緯についてでございますが、これにつきましては賃金の

返納の依頼及び情報公開の請求を受けまして、市長部局といたしまして、調査の必要性があると判断し、開始したものでございます。また、令和元年5月8日付で赤磐市議会議長から教育長宛てに調査依頼もございました。そのことによりまして調査をし、8月29日に報告をしたものでございます。

2番目に、調査において誰にヒアリングしたのかということでございます。これにつきまして、まず職員といたしましては、藤井元教育次長、それから教育総務課の関係が安本、小野田、小寺、そして当時、教育総務課におりました竹下、続きまして給食センターの関係でございますが、久山、森川、そして学校教育課の関係で家森、そして熊山の市営バスの関係もでございますので、市長部局になります。秘書企画課、小引、そして政策推進課、花谷でございます。それからあと、元職員といたしまして、元副市長でございます倉迫、それから元総合政策部長であります作間、それから元学校教育課長でありました松井、それからあと臨時職員の関係でございますが、スクールバスの運転手の方4名、そして事務員の方1名、そして給食予備員の方1名ということで、先ほど申しました方々にヒアリングのほうを行いました。

以上でございます。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

続きまして、調査報告書の2ページからページを追って質問させていただきます。1問ずつ質問させていただきますので、簡潔にお答えをお願いいたします。

まず、予備要員の必要性を感じたのは、教育委員会の誰だったのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） 先ほどの質問でございますが、元運転手からの要望を教育次長と教育総務課長が聞いたということでございます。で、ここで、今後の質問に対する回答につきまして、1つ御説明をしたいことがあるんですけど、委員長、説明させてもろうてもよろしいでしょうか。

○委員長（下山哲司君） はい、お願いいたします。

○参考人（塩見 誠君） これから私が回答いたしますことは、8月29日に市長部局から議会に対しまして報告をするに当たりまして、各職員からの聞き取り等を行ったことないし関係書類の確認をしたことに対しまして回答させていただいております。ただ、皆さん御存じのように、元教育次長が11月30日に逮捕されまして、最終的に12月20日に刑のほうで確定をいたしております。その間、検察庁ないし警察のほうでいろいろ取り調べを受けまして、供述調書をつくっているということで、うちのほうも聞いております。ですから、この供述調書の中で出たことときょうの私が回答することとは一致しないということで、御理解いただければと思います。簡単に申しますと、供述調書の中に、今まで市の内部調査の中で本人から事情聴取をしていた内容と変わった、新たな案件がもし出てきました場合は、それは本日、私が答えをさせていただくものには反映していないということは、ひとつ御留意していただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（下山哲司君） その件に関しましては、また次になるかわかりませんが、そのときにお聞きしますので、その点に話の食い違いがあっても結構です。

○参考人（塩見 誠君） ありがとうございます。

○副委員長（岡崎達義君） それでは、続きまして北川議員とスクールバス運行等について、協議、相談した具体的内容についてお答えください。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、スクールバスの運行をどのように行わせるか、すなわち旧吉井町の時代で行ってありました組合で行うか、または市が直接、臨時職員を任用した形で行うかというような協議を行っていたようでございます。

また、職員の賃金につきましても相談していたと、教育委員会のほうからの聞き取りはございました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

続きまして、予備要員の賃金額を助言した人物と決定した人物はどなたでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） 助言、提言は、議員からなされております。決定につきましては、教育次長が行っております。内部調査の時点でも、予備要員を8万円で雇えというような提案が議員からあったということは判明をいたしております。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

続きまして、運転手5人の賃金額を決めた人物は誰だったのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、議員より金額提示がございました。最終的に金額を決めたのは、教育委員会で決定をなされたということでございます。

しかしながら、職員からも聞き取りをした中で、全ての金額は議員提示のものと同額であったというような証言も関係職員からはいただいております。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

次に、運転手の月給を8万円下げた人物はどなただったのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、教育次長が議員から8万円下げたと連絡を受けたと聞き取っております。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） その下げた8万円で予備要員を雇うよう紹介したのは北川議員だったのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） そのとおり、この議員でございます。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

次に、3ページへ移ります。

まず、事務員は、午前中、出勤していたのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、本人からの聞き取りにおきましては、午前中は勤務していたというような確認をとらせていただいております。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

続きまして、出勤していたのなら、どこへ出勤していたのでしょうか。市役所でしょうか、それとも北川議員宅でしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、本人からの聞き取りでは、赤磐バスの事務所であると聞き取っております。そのほか、吉井支所に関係の書類を届けに来ることもございましたし、教育委員会との電話連絡も行ってたと、調べの中ではそうなっております。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

勤務表はあるのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これは教育委員会に確認をいたしました。事務員の勤務表はございません。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、教育委員会は予備要員の勤務実態がないのをいつ把握しましたか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、市の内部調査では、時期等は把握できていないというのが現状でございますので、よろしくお願いたします。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、教育委員会は勤務実態がない予備要員への賃金支払いに疑問を持たなかったのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、まず給食センターの所長が他の臨時職員の場合、給食につきましては、8月の支払いがないということで疑問を持ちました。その疑問につきまして、教育総務課長、いずれも当時の教育総務課長でございます。当時の教育総務課長に相談をいたしました。教育総務課長につきましては、教育次長に相談し、教育次長より支払うように指示をされましたので、教育総務課長はそれを給食センター所長に伝えたというものでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

次に、平成31年4月、予備要員へのパワハラがないとの判断は誰がしたのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、当日の実情等を調べまして、内部で検討し、判断をいたしましたものでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、臨時職員の任用に当たっての北川議員の関与について、具体的に説明をお願いいたします。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、議員から、元運転手の賃金を8万円下げたから、その8万円で予備要員を雇ってはどうかということが教育次長にあったということが、この関与でございます。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして、臨時職員から北川議員に金銭が渡っていたのでしょうか。渡っていたのなら、いつ、誰から、幾ら、どのような方法で、毎月か毎回か、何回か、そして集めた金の管理方法はどうだったのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、臨時職員から議員へ金銭が渡されていたとの情報はございますが、先ほど御質問がありました、いつ、どのような方法で、集めた金の管理方法については不明でございます。

また、もう1つ質問ございました、誰から幾らかというような質問ございましたが、これにつきましては、渡した人もいれば渡さなかった人もいるという程度しか判明していないのが現状でございます。具体的に誰が幾らかという話につきましては、市といたしましてははっきりした情報を得ているわけでもございません。また、個人情報でもございますので、情報を寄せていただいた人に不利益を生ずるおそれが高いので、お答えすることは難しいということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

次に、運転手組合は存在するのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） それにつきましては、教育委員会は、臨時職員として任用し、直接賃金を支払っておりました。しかしながら、教育委員会におきましては、それぞれのスクールバス等の運行にかかわります配車表を臨時職員側に協議して決めるなど、組合のような形で運営されていたことは知っていたようでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

4ページに移ります。

公務員法違反は、いつの時点で知ったのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） それにつきましては、地方公務員法違反とは、6カ月を超えて任用になっていたことがあるということが思われます。その点につきましては、具体的にいつかまでは覚えてはございません。教育委員会から取り寄せました資料の中を確認している中で把握したものでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

次に、事務員の労務提供の根拠は何でしょうか。その証拠は、そして何で確認したのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきまして、事務員が吉井支所に書類を持ってきていたこと、及び電話連絡があったことを本人から聞き取りを行っておりますので、それに基づくものでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして、日給が月給で支払われた違法性について、いつ認識したのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、賃金が月給で支払われたことにつきましては、昨年4月に情報公開がございました。それによりまして把握したものでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

続きまして、捺印後、任用承諾書に後に記入していたのは誰でしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これは、教育総務課の所属長の指示によりまして、担当職員が記入をいたしておりました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして、運転手5名と事務員の任用が必要性の認められる任用と判断したのは誰だったのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、当時の教育委員会、具体的に申し上げますと教育次長、教育総務課長で協議した結果といたしまして、判断したものでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして、予備要員への賃金支出を認められないと判断したのは誰だったのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、市長部局のほうで全般的な調査を行いました。その調査の中で協議し、決定したものでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

続きまして、5ページに移ります。

平成30年11月上旬、教育総務課での任用通知書改ざんの指示及び実施者は誰だったのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、指示者につきましては教育総務課長、実施者につきましては教育総務課の担当職員でございます。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 平成31年3月末ごろの起案書改ざんの指示者は誰だったのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、教育次長、教育総務課長、給食センター所長で相談をいたし、最終決定は教育次長でございます。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 上記の起案書改ざんを上司に報告、連絡、相談したのはどなただったのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、関係職員から聞き取りのほうを行いました、上司に、具体的には多分、教育長であろうかと思えます。教育長に報告したとの表現はいただけなかったということでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

給食センターにおける差しかえの指示者、実施者は誰だったのでしょうか。上司に報告、連絡、相談はしたのかどうか、お答えください。

○参考人（塩見 誠君） はい。これにつきましては、教育次長、教育総務課長、給食センター所長で相談をいたしまして、最終決定は教育次長のほうで行っております。その後、給食センター所長の指示で、給食センターの担当職員が実施のほういたしております。

教育長に報告したとの証言はいただけませんでした。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 最後に、教育総務課にて申請書を破棄した指示者、実施者は誰だったのでしょうか。上司に報告、連絡、相談はしたのでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、関係職員でございます教育総務課長及び教育総務課の担当者のほうに聞き取りを行いました、本人から覚えていないと回答があったため、具体的なことにつきましては確定のほうができておりません。また、上司への報告もなかったもようでございます。

以上でございます。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

統一しての質問は以上でございます。

○委員長（下山哲司君） 統一質問が終わりましたので、これから各委員さんからの御質問を受けたいと思います。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 今お答えいただいたところの中で、3ページの2のところ。委託先の事務所に出勤されていらっやったということなんですけども、もうその時点では、うちの市とは関係ない状態になってたと思うんです。そういうようなところに、作業場所という

か事務所場所として出勤していたということについての問題はないのかというところが1点と、関係しまして、もしその事実を知っていらっしゃったのであれば、いや、そこはまずいですよとかというような指導が入らなかったのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） それにつきましては、その場所が好ましくないかどうかという件につきましては、当時の教育総務課のほうからも何も話はしてなかったと。で、私どもでは、本人からどこへ実際は事務をつかさどっていたのかということを知ったのみでございまして、それにつきましては、好ましい、好ましくないにつきましては、ちょっと私のほうからは判断はしておりません。

以上でございます。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 続いて4ページのところなんですけども、1番、公務員法違反はいつの時点で知ったかということで、お答えいただいたのが、事務処理上の違反についてお答えいただいたと思うんですが、いや、そうじゃなくて、今般逮捕された藤井元教育次長の公務員法違反というようなところの観点で、いつそういうものが判明したかというようなことについて、もし御承知いただいているものがあるのであれば教えていただきたいんですが。

○参考人（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、いろいろ書類を教育委員会のほうから取り寄せた中で、6カ月を超えて任用していたとか、それからあと勤務実態がないにもかかわらず公金を支払っていたということで、次々案件が出たということで、その日にちがいつとかというのはなかなか特定はできないものでございますが、この調査、4月から行いまして、8月29日に議会のほうに報告をさせていただいておりますので、その間でも早い時期にわかっていたということでございます。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それが調査でわかったときに、調査に関係した職員さんはどんなお顔になられたんでしょうか。どんな印象、どんな受けとめをされたのか、ちょっと感情的なところになると思うんですけども、教えていただけたらと思うんですが。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） 職員の受けとめ方につきましては、もう大変なことをしたということで、この案件につきまして私どもが聞き取りをした際には、共通いたしまして、大変なことをした、申しわけないことをしたというような態度で接していただいております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 少し時系列にさかのぼりたいと思うんですが、一番最初に調査報告書の作成の経緯の説明をいただいたんですが、ちょっと曖昧でして、4月19日に議長のほうから調査依頼が行ってると思うのですが、その以前、賃金の返納のときからということでした、これ、2月28日なんですよ。この間の議会では、市長以下、副市長も教育長も、知ったのは2月28日だとおっしゃってる。ってことは、2月28日からこの調査が入ってしかるべきだと思うのですが、ちょっとその確認を。要するに報告書はいつから取り組んだんですか。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、先ほど言われたように、2月の時点で、御本人さんから教育委員会のほうに賃金をお返ししたいというふうな話がありました。あと、それを教育委員会が市長部局に持ってきて、具体的な相談に入ったのが4月に入ってでございますので、それ以降に、市のほうといたしましても、事の重要性を加味しながら調査を開始したということでございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 2月28日に、働いていた人たちが、僕は働いてないからお金を返すってことは、大変重い事案であるという自覚が当然あるのだろうと私は思うのですが、それについて、4月まで調査に至らなかったっていう、その認識がよくわからないんですが、もう一度。要するにその程度のものだと。受け取ろうか受け取るまいかという話だけだったということですか。実際4月19日に調査依頼が来てから初めてよっころしょと腰が上がったと、そういうふうに理解するものなんですか。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） その件につきましては、2月の時点で教育委員会でどのような協議をしたかというような細かいところまでは把握していないのが現状であります。当時といたしまして、教育委員会のほうでもいろいろ協議をしたものと思っております。それを具体的にどうするかというような結論を導いたのが4月に入ってということで御理解いただければと思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 先ほどの質問では、市長部局が返還についての結論を出したというふうにお答えがあったと思うんですが、教育委員会はその間にどういう議論をしたかっていうのは、市長部局は承知の上でそういう結論を、2カ月たってから出したということですか。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） はい。2月から2月、3月の時点で、教育委員会が市長のほうにどのような報告をしたかというのが、ちょっと実際、私のほうでは把握ができておりません。最終的にこの方のお金につきましてどういうふうに取り扱うかというのを決定したのが4月に入ってからでございます。

○委員（原田素代君） 市長部局か。

○参考人（塩見 誠君） はい、そうです。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 質問の3ページの⑨番、先ほど、臨時職員から北川議員に渡った金額に関して、個人情報なので余り具体的に答えられないというふうにおっしゃいましたけれども、百条委員会でやっていますので、具体的な臨時職員の名前は結構です。Aさんから北川議員に何万円ずつ、何回、合計何円渡っているのか、それぞれわかっている範囲でお教えてください。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、先ほど答弁をいたしました。それぞれ臨時職員に聞いた中で、積極的に言われた方、言われてない方もおられますし、当然そのときのお話といたしましては、市の担当者と御本人さんとのお話の中である程度説明したという趣旨もございまして、個人情報でありますので、今回についての具体的な御答弁につきましては御容赦いただければと思います。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 永徳議員。

○委員（永徳省二君） 公金が渡っているわけですから、もし情報を知っておられるのであれば、何度も言います。具体的な名前、臨時職員名は言う必要はありませんので、Aさんでいいですよ。Aさんから北川議員に幾ら渡っているのか、Bさんから幾ら渡っているのか、ぜひお答えください。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） 繰り返しの答弁で申しわけございませんが、個人情報でございますので、御答弁は御容赦いただければと思います。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 永徳議員、この件については……。

○委員（永徳省二君） 委員長、納得できないんですけど。

○委員長（下山哲司君） 本日のところは、そういうことでございますので。よろしいですか。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（下山哲司君） そういうことでお願いします。

○委員（永徳省二君）　じゃあ、もう1ついいですか。

○委員長（下山哲司君）　永徳委員。

○委員（永徳省二君）　同じく3ページの⑦番、先ほどパワハラがないとの判断は誰がしたのかということで、内部で判断というふうに言われました。内部の誰が判断したのか教えてください。

○委員長（下山哲司君）　塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君）　これにつきましては、8月29日に最終的な調査報告書をつくるに当たりまして、市長、副市長、そして私以下、関係職員で協議をいたしまして、その中で決定をさせていただいたものでございます。

　　以上です。

○委員長（下山哲司君）　よろしいですか。

　　原田委員。

○委員（原田素代君）　関連しますけど。

　　本当はちょっと別の質問したかったんですけど、今、市長、副市長、私とお答えになったと思いますが、実際その現場にいた人は、市長も副市長も私もいませんでしたよね。ってことは、現場にいた人たちからこうでしたという報告を受けて、3人が判断されたということでしょうか。

○委員長（下山哲司君）　塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君）　当然、4月にあった出来事につきましては、当時、給食センターに3名の職員が行っていたと思うので、私がそれぞれの職員から事情のほうを聞かせていただきました。その中で判断したものでございます。

　　ちょっと先ほどのことにつきまして、市長、副市長、私と、3名と言いましたが、3名だけじゃなくて、ほかにも関係する職員と一緒に協議のほうさせていただいています。具体的には総務課の職員とかというのがたくさん、人数的にはおるといっていい形で、3名を特定するというものではございません。

　　以上です。

○委員（原田素代君）　委員長。

○委員長（下山哲司君）　原田委員。

○委員（原田素代君）　ですから、実際現場に入った3人は入っていると理解していいんですか。

○委員長（下山哲司君）　塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君）　はい。その場には入っていた職員もありますし、入っていない職員もおります。

　　以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員（保田 守君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 運転手組合が存在するのかっていうて、さっき質問の中であったんですけど、運転手組合ということで、会則を一応ここへこしらえたもんがあるんですけど、それで組合長が誰じゃと、こういうふうになっとなんですけど、これ事実、組合の活動はしてなかったんじゃないかと。私の思いですよ。してないように思えるんですけども。

それから、役場のほうはさっき、運営上、組合をとかという話じゃったんじゃないけども、この程度の事業じゃったら、就業規則がきちっとしとれば組合形態とかというものをとらなくても十分やっていけるのではないかなと思うんですけども、単純に組合と聞いて、組合費があったとかという話になってくると、これはそういうお金集めにこの組合というものを現実化して、組合費払いましたというような形のもんが流動的に議員のほうへ流れたりというふうなことがあるんじゃないかと思うんですけども、そういうふうなことはつかんでないですか。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） 運転手組合の御質問でございます。運転手組合につきましては、当時、スクールバス及び給食運搬を担っていた事業者が経営が苦しくなったということの中で、その後、どういうふうな形態で子供たちのバスないし給食を継続していくかという話の中で、当然、地域の中にはタクシーを営業なさっている方もいらっしゃいます。そういうふうないろんな選択肢を当時の教育委員会のほうが検討いたしました。その中の検討の1つといたしまして、当時、吉井町の時代に行っていたこの運転手組合も、検討材料の1つとして検討されたという形でございます。その検討材料の中で、先ほど委員がおっしゃいました組合の規約等も当時の吉井町時代のものを取り寄せて、今回、こういう形でいけないかというような検討もしたと聞いております。ただ、最終的に、もし子供たちを送るスクールバスで事故があったときに責任がどこまでとれるのかというようなこともございますので、今回は任意団体であります組合のほうに委託せずに、直接市が臨時職員として運転手を雇った形で行おうというような決定を、当時の教育委員会のほうが決定をして事業が進んだということでございます。教育委員会につきましては、このように直接雇用で直接賃金を支払って、その対価といたしまして車を運転したということでございますので、組合との直接的な関係は当時の教育委員会とはなかったということで、当時の職員からは聞き取りのほうを行っております。

以上でございます。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） それならもう組合費とかというようなものが誰からも、これとは違うんですけど、北川議員の聞き取り調査の中では、何か組合費というのが出てきて、何か読んだ

らお金の部分が明確にじゃないけど動いとるのがわかったんで、私はこの組合というのが、形としては、実務の仕事のほうでは一切働いてなかったということで、今言われとるように組合活動はそこにはなかったということなんだろうけども、実際には組合費という名目のものが彼のほうへ流れとるというふうな、自分なりの推測をしてみたんですけど。何か組合費を払うたとかという、働いとられた運転手さん、聞き取りをした段階でそういうことが発言の中にありましたか。一人一人賃金を払うた人もおれば、北川さんに払わなんだ人もおるとということなんだけど、それは組合費とかという名目で支払われたのか、それとも単純にお礼とかというように形で支払うたんじゃろうか。世話になったお礼じゃというて何名分かが本人の手に渡つとるといようなことなんでしょうか。そこら辺についてはもう全然周知してないんですか。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） 組合につきましては、当時の教育委員会といたしましても、直接雇用で行ったということで、組合とは直接な関係はございませんということで聞いております。

ただ、実際、今ここで5人の運転手さんと事務員の方が1名いらっしゃいまして、毎月毎月の勤務、どなたがどのバスをどのコースを運行するかというようなのも、その5人の中で決めていて、代表の事務員の方が教育総務課に書類を持っていったということもございますので、教育委員会としては組合は認めてなかったんですけど、実質的に組合的なものが動いていた可能性は否定できないかと思います。

組合費というような言葉の中の表現のほうはございませんでした。

以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

○委員（保田 守君） まあ、いいでしょう。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 4ページの③です。日給が月給で支払われた違法性について、いつ認識したかということで、昨年4月という御答弁をされたと思いますが、実際は平成30年の、おたくらが知られる約1年前の5月から始まるとのわけ。でも、そのことが1年たった時点でわかるということ自体が、行政の余りにもずさんなやり方がもう出とると思うんです。会計課で支払いされますよね。会計課としてみれば、臨時職員は日給であるか時給であるか、この二通りしかないということは恐らく承知でしょうから、それなのに月給で上がってきたものを、幾ら判こが押してあるからといって、会計課のほうからそういう指摘が、私は出てないということが問題じゃと思うんですけど、その点はどういうふうになつとんでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） この案件が、情報公開が行われましたのが3月の終わりということで、情報公開の手続になりますと、総務課のほうの合議を済ませた中で、各情報公開なされた

方へ文書が到達するというような流れになっております。ですから、こちらの市長部局のほうでは、この情報公開を経た後にこういうふうな月給で支払われていたのがわかったというのは、先ほど説明したとおりでございます。

一方、教育委員会のほうでは、一昨年の11月に支払い伝票を回した段階で、会計課から、当時、時給幾らというような添付書類がついていたかと思いますが、それではこの月給の根拠がないというような指摘があったということで、当時の教育委員会の職員が月給の記載をした任用通知書を会計課に持って行って、この会計のほうを済ませていたというようなことが、一昨年の11月にあったということは把握をさせていただいております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） よろしいです。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 先ほどの組合の関連のお話なんですけども、当初、組合の方式で検討したと。それを直接雇用という形の決定にしたと。当然ながら、相手方に直接雇用しますっていうことをお伝えしなきゃいけなくなります。その際に誰にそれを伝えたのか。そして、そのときにあった反応というのはどういう反応であったのか。聞き取り調査の中で、内部調査の中でそこら辺のところはもしわかっていたら、こちらの場所でちょっと御説明していただいてよろしいでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） その直接雇用でいくことに関しましては、当時の教育総務課長と担当者がそれぞれの臨時職員の方にお会いをし、説明のほうはさせていただいておると聞き取りにございました。そのときに、それぞれの臨時職員の反応というところまでは聞き取りのほうは行っておりませんでした。その後の事務が通常どおり流れたので、直接雇用に関しまして、臨時職員の方がそれに対して反対をしたというような事実はなかったと考えております。

以上です。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 臨時職員さんの反応はそうだと思うんですが、そもそも一番最初に組合というようなものの御紹介というか、提案をされたのは北川議員じゃないかと思います。当然ながら、その提案を受けて検討を始めた、文書をつくった、組合のものをつくったと。そこまでやっておいて、それを直接雇用にするっていうことになる、御紹介を受けた北川議員に対して何かの説明をしなければ、次に進むことできませんよね。そこら辺のところの御説明をされたのか。そのときに説明をしたらどんな反応が返ってきたのか、そこら辺のところはもしわかれば御紹介していただきたいんですが。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） その直接雇用をすることに関しまして、議員へ説明のほうは当然いたしております。当時の教育次長と教育総務課長が、教育委員会内におきましてその説明をいたしております。

で、そのときの議員の反応はどうだったのかということで、私のほうも問い合わせをさせていただきましたが、そのときはすんなり受け入れてくれたということで、回答のほうを得ております。

以上です。

○委員（佐々木雄司君） よろしいか。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そのときに当時の倉迫副市長も御一緒されてるんじゃないんですか。倉迫副市長も御一緒されたんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺は聞き取り調査の段階ではわかってなかったことですか。

○参考人（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） まず、議員さんの話をしたときの当日の動きといたしまして、倉迫副市長室へまずお越しになりました。そこで倉迫副市長と話の中で、倉迫副市長から直接雇用でいくというような話をなされたと聞いております。その後、議員につきましては、教育委員会のほうに移動されまして、教育次長、教育総務課長と、あと引き続き直接雇用でいくというような話をしたということで、段階的には副市長室と教育委員会と、2段階、話があったということで聞き取りのほうをいたしております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） 関連を聞かせてください。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 市長協議が5月21日でしたっけ。塩見さんから御報告いただいた。その2日後に北川宅に行ってるんですね、副市長や藤井さんや安本さんが。私は、市長協議で決定したと、要するに組合じゃなくて個人の雇用を。だから、その2日後に北川議員の家まで行って報告に行ったのかなと思っ込んでいたんですが、今の話だと、副市長室と教育委員会に行ったり来たりした、それは何月何日ですか。

要するに、5月21日以降だと思っんですよ。決定したって、塩見部長おっしゃったから。だけど、その2日の間に、じゃあ北川議員の家に呼ばれる前に一度説明はしてるってことですか。

○参考人（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） 先ほど佐々木委員の御質問にお答えいたしました、副市長室と教育委員会で話をしたのが5月24日でございます。で、先ほど原田委員が言われました、市長と教育委員会との協議の中で決定したのが5月21日と。あと、倉迫副市長、教育次長、教育総務課長で議員宅に行った日にちにつきまして、いろいろ行った本人から確認をしました。日にちが定かではなかったんですけど、当時の公用車の運行記録を見ますと、5月21日に吉井のほうへ行ったということがありますし、5月21日ということの証言をした職員もおりますので、今のところ、5月21日に議員宅へ行ったということで理解をいたしております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 今の時系列は、たしか塩見部長が前回一度来ていただいたときに、市長協議の日程を初めて、私、聞かせていただいて、その前、北川議員の家に行ったことについては、北川議員の聞き取り調査の中で出てきたか、塩見部長がその場で議員宅へ呼ばれたというふうに言ったか、市長協議の2日後ですから、23日に自宅に行っているのかなと私の認識ではあるんですけど、その時系列はもう一度確認できますか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、よろしいですか。今のお話は原田委員の12月の一般質問の中で出ておりますので……。

○委員（原田素代君） いやいや、関係ないですよ。時系列を確認しないと。

○委員長（下山哲司君） ですから、それと合致するか確認をしてください。

○参考人（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） この日にちにつきましては、今までの説明の経過の中で、5月22日か23日かということの発言もしたというのは事実ではございます。その後、いろいろ、当時、倉迫副市長に聞き取りをしたときの内容であるとか、車の情報記録等、詳細にした中で、5月21日に、まずその日に行ったんじゃないかというようなことで、比較的そちらのほうは濃厚ではないかということで、本日、御説明をさせていただいておるということでございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 確認させてください。市長協議が5月21日にありました。組合としては雇用しません、個人でやります。それを受けてすぐさま北川議員のそこへ行ったということですね。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） その時間はちょっと何ともわかりませんが、市長と協議をして直接雇用で決定した日及び議員宅に行った日は、同じ5月21日でございます。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 細かいあれじゃないんですけど、そもそもなんですけど、もう最初から北川議員、全面的に、今の相談しながら、臨時職員をあれしていくこと自体がおかしいという、そもそものところの辺はどういうふうに感じて、その辺の教育委員会の職員と話して調査に入ったんですか。そもそも議員と癒着というふうには、もうなってしまうんですよ、それだったらもう。議員からの提案で、それも選択肢の中でその話をして、ほとんどその議員の条件で雇ったというような状況。そもそもの辺はどういうふうには調査をされたのか、一番最初の段階。それが聞きたい。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） まず、議員との接触の初めにつきまして、どのようないきさつでこれが始まったかということにつきまして、当時の教育委員会の職員及び当時副市長でありました倉迫副市長に確認をさせていただきました。そしてまた、当時吉井の事業者の方につきましては、熊山地域とかの市のバスも運行なさっておりましたので、当時の総合政策部長にもそのことにつきましては問い合わせをさせていただきました。その中では、この議員につきましては、今このスクールバスないし市バスを所管をいたしております総務文教委員会の委員長であるという立場の中で、バスそのものの運行がスムーズに行くような形の中での相談をしたというのが1点でありまして、2点目といたしまして、吉井地域の地元の議員でもございますので、そのあたりの地元の情報にも明るんじゃないかという、この2つの理由によりまして、当時、この議員にいろいろ相談したということで、当時の関係の職員からは聞かせていただいております。

以上です。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 本当にそこは議員と執行部との常に緊張状態を持って接しないといけないと思うんですが、そのこと自体が安易な考えで、総務委員長である地元の議員、地元の議員というたら下山議員もおられるわけだし、その辺のところ安易な話し合いをされてるというのは、市のほうもつかんでいる中でそういうことを見過ごしてきてることは、どう感じておられるんですか。そこら辺がちょっと聞きたい。

○参考人（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） このときの判断がどうだったかというのは、ちょっと私の口から言

うのはなかなか難しゅうございますが、今こういうふうな大変な事態になったという結果からさかのぼって見てみたときに、そういうような判断は余り適切ではなかったと、自分のほうでは考えております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） そのことはまたお聞きしたいんですけど、まあその分は置きまして、最後のほうにいろんな、次長やら課長やらが決めていったんですが、そのときに報告を教育長にしてないと。してないというか、職員からしたという証言が得られないという、その辺の関係はどう感じておられるのか。教育委員会のトップは教育長ですよ。だから、幾ら次長が権限持って決めていったとしても、やはりそれは上司に確認しながら、また市の幹部にも相談しながら、物事を進めていかないといけないのに、何で職員もそこまで報告したというのを確認できないのか。そういう関係、それはどういうふうにかえたらいいんですか。

○参考人（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） これにつきましては、当時の教育次長にも確認をいたしまして、教育長に報告したかというような確認もいたしました。一方、教育長のほうにも確認をし、教育次長から報告を受けたかということも確認しましたが、具体的な報告はなかったということでもあります。こういうふうに教育次長と教育長との間の報告関係ができてないということにつきましては、甚だ好ましくないということを感じております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 福木委員、よろしいか。

○委員（福木京子君） はい。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） ということは、赤磐市の教育長というのは、ほんとお飾りで、実質は藤井次長が実権を握って、全て教育委員会の中を、こういう雇用に関してとかを回してたというふうにかえていいんでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） 実権とかという大きい話になりますと、なかなか判断は難しいわけでございますが、今、市にございます事務執行規則の中で、最終的な決裁者は教育次長というような決裁区分になっておりますので、書類上は決裁区分の最終でございます教育次長の判こによりまして全ての行為がなされたと理解しております。しかしながら、先ほど委員言われたように、当然、決裁区分とは別に、重要な案件につきましては教育次長から教育長のほうに報告し、相談するのがもう当たり前ということで認識のほうをさせていただいております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 教育長に対しての報告書をつくる際の聞き取りの中で、教育長の名前と市長の名前がございませんでした。

それから、一昨年11月の会計課のほうから、月給になってるという指摘をした会計課の職員にも聞き取りをしたという報告がなかった。この3人については聞き取りをしてないというのをまず確認したいんですが、どうですか。

○参考人（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） 平成30年11月に会計課から教育委員会に指摘があったということで、当時の会計管理者のほうに、当時どんな話があったかというのは聞き取りのほうはいたしております。

○委員（原田素代君） してますか。

○参考人（塩見 誠君） はい。

以上です。

○委員（原田素代君） あとの二人は。教育長と市長か。

○委員長（下山哲司君） 市長と教育長です。

○参考人（塩見 誠君） 11月30日の件ですかね。

○委員（原田素代君） 違う。

○参考人（塩見 誠君） 濟いませぬ、再度、お願いします。

○委員長（下山哲司君） はい、それでは原田委員。

○委員（原田素代君） ごめんなさい、説明が悪くて。市長と教育長と会計課の職員と、3人に聞き取りはされましたか。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） 11月の任用通知書の……。

○委員（原田素代君） その点はわかるんです。あとの2人。聞き取られたんですか。

○参考人（塩見 誠君） それにつきましては、市長のほうにも聞き取りのほうを行いましたし、副市長2名いらっしゃいます。お一方につきましては、ことしからの方ですから聞き取りのほうはしておりませんが、もう1人の副市長につきましては、当時、総務部長という立場で、どういうふうなかかわり合いがあったかということは聞き取りのほうさせていただいております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっとじゃあ訂正をお願いしたいのは、最初に聞き取り対象者の中に、市長と教育長と会計課の職員の名前がなかったと思うんですけど、その3人は含まれるというのをもう一度確認させてください。その上でなんですが、今、永徳さんや福木さんがおっしゃってた、教育長に対する報告義務が行われてなかったということなんですけども、私の9月議会の一般質問のときに、教育長、こういうふうにおっしゃってたんです。それは内部の話なのでここではお答えできませんというのを、9月議会でおっしゃってた。ってことは、事後報告を受けたという発言もされてる。次長が教育長に報告した時期はいつから報告が始まったのかっていうのはつかんでますか。

○参考人（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） そのあたりの、次長と教育長のやりとりの時系列については、把握のほうができておりません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そしたら、調査が非常に不十分ですよ。本来一番責任を負う教育長が、事情をどこまで知っているかということ調べるが大変重要になってくるんじゃないんでしょうか。要するに臨時職員の人事権は次長ですが、責任者は教育長ですから。要するに調べようという努力はなされたんですか。

○参考人（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） これは、先ほど言われました11月の文書の書き直し以外といいましょうか、それ以外の案件、すなわち今回の教育委員会の臨時職員任用にかかわります全ての案件につきまして、教育長が知っているかどうかという確認はさせていただいております。

以上です。

○委員（原田素代君） いや、だからいつ。

○参考人（塩見 誠君） ちょっと時期につきましては、はっきりは、ちょっと記憶のほうがございますが、この調査の期間の中でございます。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、よろしいか。

○委員（原田素代君） いいです。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） さっき同僚委員から北川議員が大分執行権のほうに介入したんじゃないかというような疑念のお考えをお示しになられていらっしゃいましたけども、部長の、もうほんと印象でいいんです。私はこう思いますという感想でいいんですけども、言いづらかったら差し控えるというふうにお答えいただいてもよろしいですけども、北川議員は、今言われ

ました藤井次長の決裁であったり、あるいは教育長への報告がなされていたか、なされていないかとかということにも関係するんですが、この決裁区分というものをすごく理解をして、藤井教育次長にアプローチをかけてきたっていうような、そういうような感じは印象としてお持ちじゃないですか。決裁区分、どうでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） まず、本件、議員が市の内部の決裁区分まで御存じであったかどうかというのは、ちょっとわかりません。ただ、今までの教育次長の聞き取りの中で、決裁区分を知った上で話をしたというような印象的な聞き取りのほうはなかったということです、そのあたりはそれを基本的な理由にして教育次長に話をしたというのはなかったんじゃないかと推測をさせていただいております。

以上です。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ちょっと質問を変えさせていただきます。大きな委託先のバス会社さんは、路線バスから市民バスから、あるいはお祭りなどあるときはバスを出していただいたり、市と複数の契約っていうのがあったと思うんですが、その契約を結ぶ際に、今回、御提供いただいている資料を拝見させていただくと、かなり前、5年ぐらい前から経営状態が悪いというようなことを市のほうは把握していらっしゃったというような、時系列をまとめたようなものもあったんですが、そういうような経営状態の悪いところと契約を続けたというのは、これは何なんでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） その件についてはきょうの調査事項に入ってませんので、次期の質問にさせていただきたいというふうに思いますので。

○委員（佐々木雄司君） 事前にこんな質問させていただきますよという通達をさせていただいたものの中に入れててもだめですか。

○委員長（下山哲司君） 事業者のは……。

○委員（佐々木雄司君） 事業者。

○委員長（下山哲司君） はい。前事業者でしょ。この質問には入っていないので、次の総合的な質問になったときにまた。

○委員（佐々木雄司君） そういうことね。

○委員長（下山哲司君） はい。きょうのそこはその程度でちょっととどめていただきたいというふうに思いますので。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、今申し上げました契約をする際に経営状態が悪いというようなことについて、検討の判断材料になったのかならなかったのかというところの調査というのは、この中でできておりますでしょうか。

○参考人（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 塩見総務部長。

○参考人（塩見 誠君） はい。今回の調査につきましては、臨時職員の任用につきまして、適正であったかなかったかというスタートの時点で、ここをスタートに行っておりますので、その前の段階であります事業者との関係であるとか、事業者が経営上、不安定であることについての詳細な調査のほうはいたしておりません。

以上でございます。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員の今の質問、北川議員の聞き取り調査の中のほうでお願いしたいと思いますので、ここでは御容赦お願いいたします。

○委員（佐々木雄司君） はい、わかりました。

○委員長（下山哲司君） 予定している時間をちょっと10分ほど経過いたしました。塩見部長には長時間御苦勞さまでございました。

以上で本日の塩見総務部長の意見聴取を終了いたします。

塩見総務部長には御退席をいただいて結構でございます。ありがとうございました。

〔参考人 塩見 誠君 退場〕

○委員長（下山哲司君） ここで、50分まで休憩とします。

午後2時39分 休憩

午後2時50分 再開

○委員長（下山哲司君） それでは、再開いたします。

続いて、中永会計課長より意見聴取を行いたいと思います。

中永会計課長の入室を求めます。

〔参考人 中永光一君 入場〕

○委員長（下山哲司君） それでは、続いて中永会計課長におかれましては、お忙しいところ御出席くださいますありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

これより発言を求めることとなりますが、発言は発言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

これより中永会計課長の意見聴取を行います。

まず、副委員長より質問をさせていただきます。その後、各委員から発言を願うことにいたします。

副委員長。

○副委員長（岡崎達義君） それでは、中永会計課長への質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、議会の請求に基づく監査報告書についてですが、この件につきまして、2件まとめてお答えをお願いします。

まず、調査報告書の作成の経緯について、そして調査において誰にヒアリングをしたのかの説明をお願いします。

○参考人（中永光一君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） それではまず、調査報告書の作成の経緯について説明をいたします。

給食配送予備員より議員に相談があり、議員が情報公開請求によって教育委員会の該当書類を確認したが、その業務において不適切な雇用や賃金払いが疑われる状況でありました。教育委員会に議会として質問を行いました。回答がないため、令和元年6月28日付で議会から学校給食センターの配送業務及びスクールバスの運転業務に係る公金支出について、監査請求を行ったものであります。監査委員は、調査してまとめたものを令和元年8月28日付で議会に提出しまして、9月議会定例会の初日である8月29日に監査委員より議会に報告をさせていただいた次第でございます。

続きまして、よろしいでしょうか。

○副委員長（岡崎達義君） はい、お願いします。

○参考人（中永光一君） 調査において誰にヒアリングしたかという質問でございますが、教育長宛てに、この事務に携わった者で説明ができる者ということで呼び出しを行っております。ヒアリングの出席者は、教育委員会の藤井教育次長、安本教育総務課長、久山給食センター所長です。

以上であります。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございました。

それでは、ページを追って質問させていただきたいと思います。

まず第1に、平成30年度吉井観光への委託料金から吉井観光への支払い済み委託料金、そして臨時職員の支払い額を引きますと、平成30年度の予算残金になると思います。このような計算式になっているのでしょうか、お答えをお願いします。

○参考人（中永光一君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） この番号にある分にはやりとりでやっていただいて結構ですから。

○参考人（中永光一君） はい、わかりました。

○委員長（下山哲司君） よろしくお願いたします。

○参考人（中永光一君） それでは平成30年度、吉井観光への委託料金引く吉井観光への支払い済みの委託料金引く臨時職員への支払い額が平成30年度の予算残額、このような計算式になっているかという御質問でございますが、吉井地域内のスクールバス運行と給食配送の委託という点であれば、そのとおりであります。

ただし、給食配送の予備員については予算にはありませんで、給食センターの賃金雇用の予算を使って支払いが行われておりました。ただし、御存じのとおり、給食配送の予備員の方は、年度内に全額賃金を返納しております。

以上であります。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

次に、月額32万円、28万円、20万円、20万円、18万円、9万円の臨時職員から幾らずつ北川議員に金銭が渡されていたのでしょうか。わかればその額をお願いいたします。

そして、その総額は幾らぐらいでしょうか。わかる限りでお答え願います。

○参考人（中永光一君） それでは、お答えさせていただきます。

月額32万円、28万円、20万円、20万円、18万円、9万円の臨時職員から幾らずつ北川議員に金銭が渡されていたか、その総額はということでございますが、ヒアリングにおきまして、調査におきましても、そのような話は一切出てきませんでした。

以上であります。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

次に、3ページに移らせていただきます。

まず、運転手5名の出退勤を確認すべき人は誰だったのでしょうか。その責任者は誰だったのでしょうか、お答えをお願いします。

○参考人（中永光一君） お答えさせていただきます。

運転手5名の出勤簿を確認すべき人は誰か、その責任者は誰かということでございますが、出勤簿につきましては、課長や所長が確認を行うことになっております。また、支払い時に出勤したことを証明するのも課長や所長です。バスの運転手は教育総務課が雇用しておりますので、確認すべきは教育総務課長ということになります。また、責任者についても同じく教育総務課長ということになります。

以上であります。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

続きまして、事務員の勤務確認をすべき人は誰でしょうか。その責任者は誰でしょうか。なぜ確認しなかったのかをお答えください。

○参考人（中永光一君） それでは、事務員の出退勤を確認すべき人は誰か、その責任者はなぜ確認しなかったのかという御質問でございますが、バスの事務員も教育総務課が雇用しております。そういうことありますので、教育総務課長が確認をすべきである、また責任者も同

様ということになります。

次の、監査委員のほうではなぜ確認しなかったのかということですが、監査委員のほうは、運転手のことも含めまして、出退勤をなぜ確認しないのかということをお話を教育委員会の3人のほうに聞いております。しかし、明確な答えは得られませんでした。

以上であります。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

続きまして、月額賃金支払いについて、勤務確認の管理者は誰だったのでしょうか。その上司は誰だったのでしょうか、お答えをお願いします。

○参考人（中永光一君） 回答させていただきます。

月額賃金支払いについて、勤務確認の管理者は誰か、その上司は誰かという御質問ですが、月額についても、出勤確認すべき管理者は教育総務課長や給食センター所長にあると考えます。その上司は教育次長と考えます。

以上であります。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

次に、4ページに移らせていただきます。

市に不要な負担を強いる不適切な条件での雇用継続の責任者は誰だったのでしょうか。

○参考人（中永光一君） お答えさせていただきます。

市に不要な負担を強いる不適切な条件での雇用継続の責任者は誰かという質問ですが、ヒアリングの中で、監査委員のほうで夏休み中に見直すなど考えなかったのかと聞いております。教育次長の回答は、バス等の運転継続をすることだけを考えて、体制を見直すことは考えが及ばなかったというふうに回答をしております。責任や雇用の支払いの最終決裁者が教育次長というふうになっております。そういう点も含めまして、教育次長が責任者ということになると思います。

以上であります。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

これをもちまして統一的な質問はこれで終わらせていただきます。

次は、委員長にお渡しいたします。

○委員長（下山哲司君） それでは、通告してありました質問については今終わりましたので、委員の皆さんから個別の質問をお願いしたいと思います。

ございませんか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 最後のところから入りますが、決裁責任者が教育次長であるというお答えですが、大変疑問なのは、今回は委託契約業者、要するに吉井観光さんが突然倒産されたこと。それによって新たな契約が必要な場合、教育次長の一存で賃金の予算が勝手に決められる

という業務体制に赤磐市はなっていますか。まずそこ。

それから、市長へ予算の見直しを報告し了解をとるシステムはないのでしょうか。2点目。

これは教育委員会だけの特例なのか。実は、赤磐市の業務は全て担当部署で決裁されて市長に報告がないのですか。これについてお答えください。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○参考人（中永光一君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） お答えします。

決裁責任者が教育次長ということになりますが、委託がこのような形でだめになった場合、どのような方法をとるのかということですが、まず最初に委託業者に当たるといふような形で入るのが通常であろうと思います。直接雇用をするということは、その次の段階ではないのかなと。協議がどのような形で行われたのかというのは、ちょっと不明であります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ということは、本来でしたら、要するに契約自身が変わるわけですから、そういう事態については、決裁区分の責任者の次長だけの判断ではなく、当然上に諮られて、そこの了解を得て進められるのが、赤磐市の通常であると思ってよろしいのですか。

○参考人（中永光一君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） 教育委員会で言いますと、教育委員会の決裁のトップは教育次長という形になります。ただ教育長もいるわけですから、何らかの相談はなされるべきだといふうには思いますが、なぜそれがなされなかったのか、それはもう疑問なところではあります。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 決裁区分は教育次長として、じゃあ教育長というのは、教育委員会の中でどういう役割を果たすのか、監査の立場から、教育長というのはどういう役割を示すものなのか。決裁者は教育次長なわけですよ。じゃあ、教育長っていうのは何をやる人なのかっていうのを、監査の立場から御説明いただいてよろしいでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） 質問にお答えします。

先ほど申し上げたように、最終決裁者というのは教育次長になるわけですが、教育長というのは、全体をまとめる役を担っていると思います。ただそれがなぜ今回、このようにできなかったのかというのは、ちょっと不明なところではあります。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私の認識が違っていたら、訂正というか改めていただきたいと思うんですが、教育委員会は教育長や教育次長が何かを決めて1人で物事を進められるわけではなくて、教育委員というメンバーの方々がいらっしゃって、新規の事業であったり、何かをするときには御報告をして、その教育委員の合議制の中で決裁をいただいて物事が進んでいきますよね。そういうようなところの窓口に立っているのは、教育次長ではなくて教育長であるはずなんです。そういうようなところの立場も含めて、御説明、大きな枠組みというか、教育長というのはどういう役割の仕事を持っていらっしゃる方なのかというところを御説明いただいたら助かるんですが。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） 佐々木委員の言うことはよくわかるんですけども、細かいことにつきましては、申しわけございません。私の知識の中では把握できておりません。申しわけございません。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 済いませんでした。この調査とは関係ないところだったかもしれないです。済いませんでした。

ちょっと質問の趣旨を変えまして、今回、調査をされた大枠というか、大まかなところというのは、今回、いろいろな書類が出たり入ったりしていらっしゃいます。その出たり入ったりしてる書類というようなものをチェックされて、適法なのかというようなところを確認したというのが監査事務局さんのおやりになられたお仕事というような感じで理解しておいてよろしいでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） それでは、お答えさせていただきます。

監査事務局については、不正な公金支出であるとか、体制がどんなであるかというふうな観点で調査を行っております。実際の書類の不備であるとか、支払いであるとか、そういうことをメインにおきまして調査を行っております。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 監査の報告書の中にも何度か書いてありますように、事務員さんの勤務実態でございますが、監査の報告の中には在宅でいらっしゃったという聞き取りをしましたという文言がありました。実際、とにかく仕事がどのような状況だったのかというのはわからない。先ほどの塩見部長では、唯一わかっているのが、吉井支所に書類が届いていることと電話

をしていることだけなんです。監査のほうも、2度目の聞き取りをしていただいているわけですが、その中でも実態がわからない、家にいたようだっていう言い回しがあるんですが、これについてもう一度、塩見部長は市役所に書類が届いたことと電話をしていたらしいということだけなんです、事務員さんの勤務の実情について、聞き取りをされた上でもう一度、どういうふうに把握してるか教えてください。

○参考人（中永光一君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） 原田委員の質問にお答えさせていただきます。

事務員については、明確な回答が得られてないわけですが、自宅にいたというお話と、それからある事務室にいたというふうなお話を聞いております。時間帯についてははっきりいたしません。午前中であった、午後にかけても仕事をされてたというふうなお話も聞いております。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっと資料が違うかな。彼女の勤務日数が出てる一覧表を見たんですが、その勤務日数が書いてある一覧表は、中永さんのほうは確認されていないんですね。

○参考人（中永光一君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） はい。そういった書類の提出を再度求めましたが、提出はされませんでした。よって見ておりません。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ある事務所でお仕事をしていただいていたということなんですけども、先ほどの段で、吉井観光さんの事務所というような御答弁がありました。その話じゃないか。事務員の話ですよ。

○委員（原田素代君） そうです。

○委員（佐々木雄司君） ですよ。事務員さんは吉井観光さんの……。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員、吉井観光の名前は避けてください。吉井観光ではありません。

○委員（佐々木雄司君） あ、そうだったんですか。済いません。

○委員長（下山哲司君） 吉井バスと言われたか、先ほどは。

あ、赤磐バス。

○委員（佐々木雄司君） 赤磐バス。ああ、ごめんなさい。そういうところでお仕事をするということにつきましては、市のほうとしては問題ないとお考えになられるのでしょうか。

○参考人（中永光一君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） お答えいたします。

監査委員のほうもその点は疑問に思っておりました。教育委員会で雇用しているということであれば、近くの吉井支所に吉井公民館というのがありますので、そちらのほうで勤務、もしくは吉井支所のほうで勤務、これが正当ではないかなというふうなことを言っております。ただし、回答のほうは自宅であった、そういう事務所で行っていたということの回答でありました。

以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 改めてお尋ねしますが、月額給与が32万円、28万円、20万円、20万円、18万円、9万円と、臨時職員あるんですが、この給与の決定の経緯は、監査としては把握されましたか。

○参考人（中永光一君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） はい、確認はいたしております。どういう根拠でそのような数字になったのかというふうな根拠を問いただしたところ、基本は28万円であると。で、大きなバスを運転するので32万円にした。あとは仕事の量にあわせて20万円であるとか18万円であるようにしたというふうな回答がありました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それはどなたが回答されたんですか。

○参考人（中永光一君） はい。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） それは教育次長です。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 先ほど前段の部分でいろいろ御説明をしていただく際に、組合のような方式をおとりになられていらっしゃるって、皆さんで話し合いをしてルートを決めたりというようなことをやっていたらということなんですが、今のお話を聞くと、これはもう個別に月額が決まっているわけですから、誰が何の仕事をするということはもう最初から決まっていたっていう、そういうような感じで受け取ってよろしいのでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） お答えさせていただきます。

聞き取りの中では、もう直接固定の月額で雇用していると、バスの運転手を。書類のほうもそうっておりますし、それ以上の組合をつくってと、そういうふうなお話は聞いておりません。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） この32万円とか28万円とか20万円とか、それぞれ月額が決まっているんですが、この月額というのは、この方はこのルートを走るのにこの金額というような、例えば1種の大型免許を持っているからこのルートでこの金額というような、その金額を決める際の明確な中身みたいなものはあったんでしょうか。

○参考人（中永光一君） はい。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） お答えさせていただきます。

その点は明確なものがございませんでした。ですので、再度提出するように求めましたが、そういったものは得られませんでした。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ということは、32万円、28万円、20万円幾らという感じで、それぞれ月額がA、B、Cさんと、それぞれに金額が決まっているわけだけでも、そのところで32万円に定められている人は何でその人が32万円に定められているのか、何で同じところで働くにもかかわらず20万円で働くように定められているのかというところの、明確な根拠っていうのはなかったということですか。

○参考人（中永光一君） はい。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） はい、明確な根拠はありませんでした。先ほど申し上げたように、大きなバスを運転するであるとか、仕事量が多いと、中学校とかで何回も行ってるというふうな回答しか得られませんでした。

以上であります。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 一応でも回答はあったんですね。一応回答はあったということですよ、教育委員会のほうから。

○参考人（中永光一君） 最初の聞き取りのときにそういうお話がありました。で、もっと詳細を教えてほしいということで、今は準備できないということでしたから、後日、書類で提出してくださいというお話をし、提出された書類の中には細かいことは書いてありませんでした。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） 結構です。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 監査のほうは、調査の中で承諾書っていうのはごらんになってますか。

○参考人（中永光一君） はい。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） 承諾書ということは、本人の承諾書ということでよろしいでしょうか。

○委員（原田素代君） 契約の承諾書。

○参考人（中永光一君） はい。一応確認をしております。その承諾書の中には、時給がうたってありました。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 承諾書が、ドライバー5人と予備要員さんと事務員さんと7人分を確認されたということよろしいですか。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） 7人分を確認いたしました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） その中で、予備要員さんと事務員さんは御自分で署名されてるのは明らかなんですけど、残りの5人のドライバーさんの署名が自署ではないように思われるんですが、それについて、何か不自然さを感じませんでしたか。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） お答えさせていただきます。

監査委員のほうもその点には気づいておりました。字が同じではないとか、印鑑が少し違った印鑑を使ってるような書類もありましたので、そのことについても、これは同じ人だけど印鑑が違うぞというふうな指摘をしております。ただ、その内容については返事はございませんでした。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 極めて大きな問題だと思うんです。改ざんではなくて偽造になると思うんですよ。自分でサインしなきゃいけないところを誰かが書いているということは、公文書である以上、大変大きな問題になると思うんですが、なぜそこは監査報告の中に取り上げられなかったんですか。

○参考人（中永光一君） はい。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） 非常に疑わしい案件ではあったと思います。ただし、そうしていないというふうなことを言われますので、断言ができませんでした。

○委員（原田素代君） それは、問いただしても相手が認めずに、そんなことはないと否定されたということですね。

○参考人（中永光一君） はい。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 1つお聞きしときます。そういう問題点について、不適切と表現を報告されてますが、それでまとめられたということよろしいんですか。

中永会計課長。

○参考人（中永光一君） それではお答えさせていただきます。

わかりやすくまとめていくに当たり、そういうお言葉を使わせていただきました。もう少し本当は長い文書をつくりましたが、これでは報告の内容としてちょっとまとまっていないという判断で、何回かまとめる形になりまして、そういう形にさせていただいております。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 他の委員さん。

○委員（保田 守君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 月給で支払われとんですけども、規約上は臨時職員は時給で支払うようにということで、ここが違反しとるわけですけども、月給で臨時職員さんを雇うんだと書類が回ってきたときには、会計課長としては疑問に思わなんだんですか。別にその辺はわからんように……。

○参考人（中永光一君） はい。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） お答えさせていただきます。

雇用の賃金については、先ほど言われましたように時給、もしくは日給でということになっております。教育次長の説明では、特例といいましょうか、市長部局のほうには市長が特別に定めるというふうな文言もあります。教育委員会においてはそれを準用しておるわけでありまして、それを準用して、教育委員会が特別に定めるものというふうな解釈をして、教育次長が最終決裁したとして、月額というふうに決めたというふう聞いております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

保田委員。

○委員（保田 守君） 拡大解釈すれば、それは市長が特別に定めるというようなところ辺に結びつくわけでもないんですか。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） 教育委員会は教育委員会で雇用ということですから、教育委員会が雇用したということでありましてけれども、特例を使う場合には、普通、決裁というものを受けてということが通常であろうかと思えます。ただ、その決裁はございませんでした。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

保田委員。

○委員（保田 守君） 何でなかったんだと思えますか。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） それは、監査委員のほうもなぜないのかというのはおっしゃっておられました。私もそう思います。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） いろいろお調べになる書類、起案書であったりとか、いろいろな方の判こが押されてるものがあるじゃないですか。今回、人事であったり、あるいは報告書であったり、そういうようなものというのは、教育長だとか市長の判こが載ってるというのを私は見てないんですけども、そういう市長だとか教育長だとかの確認の判こ、これをとらなくてもいいような書類の形態だったんでしょうか。それとも、普通はあるものなんだけども、なぜかなかったのか。監査としてはどんな御判断されたんでしょう。

○参考人（中永光一君） はい。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） 雇用の書類であるとか、支払いの書類であるとか、そういったものは教育委員会でということになりますけども、その中には、教育長であるとか、当然、市長の印鑑というのは通常ないものであります。

以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 監査委員さんは、事務局長さんが教育委員会に対して必要書類、データ等を要求したときに、出されなかったというのが結論ですかね。しかし、そのことについて、代表監査委員と議選の監査委員と2名おられるわけですけど、どういう見解でしたでしょうか。出されないということについて、ほんならそれでもう仕方がないということですか。

○参考人（中永光一君） はい。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） 仕方がないとは思っておりません。ただし、現実としてなかったということです。それで、そういうことではいけないということで、どういう改善の措置を行ったのかというふうに問いただしております。ただ、その点についても、こういう改善を行いました、こういうのをやりましたという、口頭ではやりましたというお話でしたけれども、明確にこういうふうな文書をつくって、こういうことをやりましたとか、そういう回答はございませんでした。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） そういうことで、ほんなら先ほども申しました。監査委員さんはどういう対応をおたくに求めたんですか。事務局長として委員会と折衝しますわね。そうした中で、要求しても書類が出されない、回答が得られないということについて、監査委員として、2名おられますけど、そこからの指示はなかったんですか。それで、もう監査委員さんはそれで了解されたんですか。結果的にはそういうふうなことになってあるわけですけど、そこらが、監査委員としての仕事として余りにもずさんじゃないかと私は思うんですけど。その点についてどうか。

○参考人（中永光一君） はい。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） お答えさせていただきます。

先ほども申しましたが、結果的に不備がたくさんあるような書類が出て、どのような改善をしたのかというふうな話で、口頭では言いました。しかし、そういうふうな改善のための書類はつくっていませんというふうな話がありましたが、それがそれでよしというお話をしてるわけではなく、しっかりと改善してほしいというふうな話をさせていただいております。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 監査事務局としては今回の、要するに2年前の5月14日に倒産して、15日から臨時でドライバーさんを雇用するという経緯の中で、例えば11月には会計課は知ったわけですから、おかしいと。では、監査事務局としてはどの段階でおかしいと感じる場面があったか、教えていただけますか。

○参考人（中永光一君） はい。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） 私のほうが4月1日から監査事務局に配置されておりますので、その1日の時点ではおかしいというのはわかりました。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 先ほど、教育委員会に改善の要求してもなかなか回答としてきちっと

返ってこなかったということなんです、もう返ってこなかったから終わりじゃなくて、例えば返ってこないから市長に何とか回答するようになっていうふうな依頼はしなかったんでしょうか。

○参考人（中永光一君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） 市長に直接、監査事務局のほうは議会に言われて監査をさせていただいてるわけですので、なかなか改善されないじゃないかというふうな話を直接お話しする状態でないと言いましょうか。

○委員長（下山哲司君） 会計課長、決算報告で不適切という、あれはされとったのがその部分ですね。

○参考人（中永光一君） はい、そうですね。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

行本委員。

○委員（行本恭庸君） おたくは職員ですから、じゃけど監査委員は市長から委嘱状を受けとるわけですから、監査委員としてもそれだけのことは、当然、市長に対してそういう意見はしても構わんと思うんですけど、どのようにお思いですか。

○参考人（中永光一君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） 監査委員とも話をしましたが、経過を見て、年度末までにはちょっと話をしなきゃいけない、何らかのアプローチは必要というふうな意見ではまとまっておりました。

以上であります。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 結果的にはできなんだということですね。してないということですね。

○参考人（中永光一君） はい。

○委員長（下山哲司君） 中永会計課長。

○参考人（中永光一君） 私も9月24日から会計課長ですので、どのように進んでおるかはちょっと把握できておりません。申しわけありません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ほんと中永さんが御苦労されてるなっていうのは、非常にもうひしひ

しとわかります。今、びっくりしたんですけど、4月1日の時点で中永さんは気づいていたと。そうすると、4月1日以前の事務局の方にも一度来ていただいて、どの時点でどういう事情がわかったのかっていうことは、やっぱりきちっと報告していただかないと、とても大事なことだと思うので、それをお願いしたいと思います。

○委員長（下山哲司君） 今、会計課長のほうからいろいろ御答弁いただいておりますが、おられんときのことを聞くというのはあれなんで、また次回の委員会でその分をきっちり事前をお願いして、報告を受けたいというように思いますがよろしいですか。

○委員（原田素代君） はい、そのように。

○委員長（下山哲司君） そういう考え方でお願いいたします。

○委員（福木京子君） ちょっと1つだけ。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 話が戻るかもわかりませんが、3人話を聞かれとんで、答えられんのかもわからん。臨時職員から幾らずつ北川議員に金銭が渡されていたかという質問で、そういうことはないというその3人の、聞かれた人があったんですが、市の部局は、いや渡されたという……。

○委員長（下山哲司君） 福木委員、その部分は会計監査のほうにはかかわらない。

○委員（福木京子君） かかわらないんですか。

○委員長（下山哲司君） 支払った後のことですから、支払うまでが会計監査なんで。

○委員（福木京子君） じゃけど、2の質問があったもんで……。

○委員長（下山哲司君） 課長にその質問をしてもちょっと無理だと思う。

○委員（福木京子君） 無理ですか。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 先ほど出ました4月1日前の監査の担当者さんにいろいろお話を聞こうというの、それは委員長の職権というか、それでもうお決めになられるということですか。この後、協議をして……。

○委員長（下山哲司君） いえ、そうです。

○委員（佐々木雄司君） 決議をしてということですか。

○委員長（下山哲司君） いや。

○委員（佐々木雄司君） そうじゃなくて、どういうことなのか、もう1回ちょっと説明いただけたらと思います。

○委員長（下山哲司君） はい。この委員会としては、不審な点がございましたら、また事前に打ち合わせをして、次の質問にこういう質問をとということで通告をしてすればできますので。ですけど、最初に起案をした百条委員会から外れる部分はできません。外れない部分に関

しては、また次の委員会、次の委員会で究明していただければ結構なんで、きょうのところはそういうとこでとめてください。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） いや、そうじゃなくて、お尋ねをするのはすればいいと思うんですけど、するということを委員長の職権でお決めになられるのか、それともこの後で協議をして、みんなで決めていくんですよね。いや、そういうふうなことを言われなかったもんですから、確認と思ひまして。そういうことでいいんですよね。

○委員長（下山哲司君） 議事内容については、打合せ会で皆さんと協議してから進めますので、きょうのこの問題には関係ありません。次回の分につきましては、打合せ会で皆さんに御相談しますから、そういうように考えてください。よろしいですか。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 他にないようでしたら、以上で本日の中永会計課長の意見聴取は終了いたします。

中永会計課長には長時間ありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

○参考人（中永光一君） こちらこそありがとうございました。

〔参考人 中永光一君 退場〕

○委員長（下山哲司君） 続けて進めてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、続いて2番目、令和2年度の調査経費について、お手元の資料、公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会の調査経費について（案）をごらんください。

この委員会の経費につきましては、単年度ごとに議決が必要でございますので、これは令和2年度、つまり令和2年4月から9月までの調査経費の決議案でございます。公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会の調査経費については、令和2年度においては180万円以内とする内容の決議案でございます。この経費については、令和2年4月から9月までの期間の経費を掲載して上げております。

この件については、委員さんからの質疑はございませんか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） お出しになるのはよろしいんですが、この180万円以内の積算というか、どういった内容になっているのか、御紹介ください。

○委員長（下山哲司君） 委員会会議録が118万8,000円、委員費用弁償費7万2,000円、弁護

士費用49万2,000円、証人等費用弁償等3万円、郵送料1万8,000円、合計180万円といたしております。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） もうその名目と、あと金額ががちと決まってしまうと、180万円という金額がもう決まってしまうんですが、例えば追加で参考人に来ていただくというような問題が発生したときに、費用弁償、これが今定められているものより膨らんでくると、多くなってくるということが考えられるわけですが、その場合はどこから流用するのでしょうか。何を言わんとしようかという、ある程度余裕を持ったものにしておかないと、がちがちと全部決めてしまうと、もう後、何もできなくなるんじゃないかなというふうに思ったりしてるんですが。

○委員長（下山哲司君） 事務局と相談しまして、十分やれるんじゃないかというふうに判断をしておりますので、もしそういうことが起きましたら、また皆さんと御協議をいただいて、お願いしたいと思いますが、きょうについては大体これでやれるだろうという判断をしておりますので、お願いしたいと思います。よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） それでは、この決議案を本委員会として議長に提出することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そのように決定いたしました。

続いて、4番目、その他に入ります。

その他で委員さんから何かありましたら発言をお願いしたいと思います。
ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、その他についてももうないようですので、次回の委員会について申し上げます。

次回の委員会は3月10日月曜日、午前10時開会でございます。前教育長の内田恵子氏の参考人の意見聴取を予定しております。

以上をもちまして第4回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時35分 閉会